

特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針の一部改正案に対するパブリックコメントの実施結果について

ご意見の概要	意見に対する考え方
特定防除資材の評価に必要な資料について	
<p>薬効資料の例外規定となる「その他の生産現場において十分な使用実態があるもの」の十分な使用実態とはどのような定義(基準)なのか、使用者数なのか、使用面積なのか。それがどの程度あれば、十分な使用実態と判断されるのか。</p>	<p>使用実態は、特定防除資材の種類や使用方法、地域性等によって変わるものであることから、一律の基準を示すことは困難であると考えます。そのため、使用実態につきましては、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会合同会合が、候補資材を個別に審議し判断することになります。</p>
<p>代替資料となる「生産現場での使用実態情報」と、必要資料5の「使用方法・普及状況等に関する資料」と何が違うのか。</p>	<p>「生産現場での使用実態情報」と、の1の(5)「使用方法・普及状況等に関する資料」は、同じものでありますので、分かりやすくの1のの内容を「(5)をもって(3)に替えることができる」と修正します。</p>
<p>パブリックコメントによる情報は一部であり、それだけが本当の使用実態ではないと思われる。そのため、最終的には全国での使用実態を把握した上で検討されると思われるが、では、全国の実態については誰がどのように情報収集するのか。 「使用方法・普及情報に関する資料」の作成に当たっては、使用方法はその資材の使用実態をパブリックコメントした提案者に、さらにその普及情報はその提案者の居住府県に確認(情報収集)するのが一般的と思われる。</p>	<p>候補資材毎に、必要に応じ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会合同会合の事務局において都道府県等を通じて情報収集することとします。</p>
<p>特定防除資材の評価に必要な資料について、弱毒ウイルスとその感染(接種)植物については、(4)のを省略できると考えられ、その旨を記されたい。 特定防除資材の評価に必要な資料について、弱毒ウイルスとその感染(接種)植物については、(2)のを省略すべきと考えられ、その旨を記されたい。</p>	<p>弱毒ウイルスであっても、人畜に対する安全性に関する資料は必要と考えますので原案どおりとします。 なお、本指針は特定農薬の指定にあたって必要となる評価の基本的考え方を示したものであり、本指針において個々の資材に係る資料の要否を定めるものではありません。そのため、資材の性質上、明らかに特定防除資材の評価に該当しないと思われる項目につきましては、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会合同会合で了承されれば当該資料の提出を省略することができます。</p>
<p>特定防除資材は農薬取締法の登録制度からはずれており、効果の有無は必要としないという考え方からすれば、今回の指針改正にあたり、評価に必要な書類から「1の(3)薬効に関する資料」並びに「2薬効に関する資料及び評価の目安」の項目はむしろ削除されるべきでないのか。</p>	<p>過去の農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会合同会合において、効果のないものを特定農薬にしてしまった場合にそれを使用した者が経済的被害を受ける等の問題が生じる恐れがあるため、特定防除資材であっても客観的な薬効を確認することが不可欠という結論が出ております。したがって原案のとおりとします。</p>

その他	
食品は、特定防除資材からはずすという考え方があるにもかかわらず、第9回委員会で整理された保留資材区分Aに食品が残っているのはなぜか。	保留資材の整理につきましては、第9回農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合(合同会合)において了承が得られており、農林水産省及び環境省のホームページにおいて議事録が掲載されておりますので御覧下さい。了承された保留資材の整理につきましては、別途お知らせする予定です。なお、特定防除資材は、対象病害虫を定めるものではありません。
第9回委員会で、特定防除資材の保留資材が区分A及びCに分類されたが、現在の区分Cの資材がどういう使用方法でそれがなぜ区分Cになったかわからないと、再検討のための情報も提供し難い。 現在名称しか示されていない区分C資材に対し、何の病害虫等を対象にし、どのような使用方法なのか、それがなぜ区分Cになったかという経緯を示してほしい。	
特定防除資材の指定は、現在の区分Aの33資材に対し、必要なデータ(資料)が整い次第、順次委員会で検討されるとことになっているが、いつ頃までに、どの程度のものを検討し終えるというような考え方はあるのか。今後の指定に対する具体的な予定を示してほしい。	検討に必要な資料が整い次第速やかに検討を行うこととしています。
特定防除資材の保留資材であるイギス海草を特定防除資材として指定して欲しい(同様1件)	
今回の改正に伴う意見の収集に限らず、あらゆる分野でパブリックコメントが実施されているが、各省のホームページ等を毎日チェックしていないとそれも気がつかないため、県として提案を失する場合もある。 パブリックコメントを実施する場合には、少なくとも都道府県には連絡することを考えてもらえないか。	都道府県へのパブリックコメントの連絡につきましては、検討させていただきます。